

第 3 回 高遠町地域協議会会議録

開催日	令和元年9月9日(月)					
開催時間	開 会	午後6時30分	閉 会	午後7時48分		
開催場所	高遠町文化センター2階視聴覚室					
委員の出欠 出席15名 欠席5名	番号	委員氏名	出欠	番号	委員氏名	出欠
	1	奥田 一芳	出	11	保科 浩一	出
	2	伊藤 哲雄	出	12	矢澤 清子	出
	3	北原 将充	出	13	安井 かほる	欠
	4	北原 房子	出	14	黒河内 俊	出
	5	伊藤 岩雄	出	15	浦野 真吾	欠
	6	西村 博	出	16	西村 一則	出
	7	北村 英幸	欠	17	湯澤 正江	出
	8	大塚 治男	欠	18	北原 正治	出
	9	武井 隆子	出	19	伊藤 茂	欠
	10	山岸 愛里	出	20	今枝 一	出
署名委員	14番	黒河内 俊		16番	西村 一則	
委員以外 の出席者 出席9名	高遠町総合支所長 山崎大行、同総務課長 柴田妙子、同農林建設課長 橋爪洋郎、 高遠町総合支所総務課主査 伊藤智美、同主査 田辺恵一 生活環境課企画調整幹 埋橋 進、同主査 田中 稔 伊那市議会議員 飯島 進、宮原英幸					
会議事項	協議事項 (1) 委員提案 ア 下芝平地区のメガソーラー建設計画について (2) 高遠町総合支所庁舎建設に係る小委員会の設立について					
会議提出資料	1 下芝平地区のメガソーラー建設計画について 【資料 1】 2 伊那市高遠町地域協議会委員名簿					

1 開会（午後6時30分） 進行 黒河内副会長

2 あいさつ 伊藤会長
山崎総合支所長

3 欠席委員の報告 7番 北村英幸委員 8番 大塚治男委員 13番 安井かほる委員
15番 浦野真吾委員 19番 伊藤 茂委員

4 会議録署名委員の指名

会議録署名委員に「14番 黒河内俊委員」「16番 西村一則委員」を指名

5 協議事項

(1) 委員提案

ア 下芝平地区のメガソーラー建設計画について 20番 今枝 一 委員

三義下芝平地区にメガソーラーの建設計画がある。三義地区は急傾斜面地が多く、過去に大きな土砂災害を経験している。今回の計画への住民の不安に対し、伊那市として何らかの対応をしてもらえないか。伊那市再生可能エネルギー発電設備の設置等に関するガイドラインの条件を満たしているのか。業者と地域との合意形成がなされているのかも疑問。設置等の影響を受けると考えられる住民の範囲もどこまでとしているか、その辺の判断も聞きたい。ガイドラインに法的な強制力はないことは承知している。この計画に反対というわけではないが、地域と暮らしを守っていくために、必要に応じてガイドラインも見直していった方がいいのではないかと。

(企画調整幹) ガイドラインでは設置者の責務や、住民等に説明会を行うことが謳われている。基本的にはガイドラインに基づいて確認を進めており、必要に応じて事業者と協議を行っている。前からこの現場は地域からも相談を受けており、疑問点の確認や住民に説明をするよう業者に話をしている。道路の工事についても関係機関と調整するよう指導している。条例化によって危険地域での設置を制限することは有効だが、すべてを規制することは難しいと考える。また、農地法や森林法等により一定規模以上の発電事業については規制されていることから、ガイドラインでの対応が適当であると考えている。地元の皆さんと良好な立場で事業を展開してもらいたい。お互いに理解を深め、必要に応じて書面で協定書を残すことも勧めている。地元の範囲に定義はなく、地区の代表者と相談して説明すべき範囲を定めている。今回は事業者の説明会報告書により、それぞれ個別に説明をしてあるという報告を確認した。

(委員) 今言ったことを地権者の皆さんには説明してあるだろうが、計画を全く知らず、最近知って驚いている住民が多い。心配を取り除いてあげることも行政の仕事ではないか。

(企画調整幹) ガイドラインにもあるとおり、地区と事業者が良好な関係で計画を進めていくことが大前提なので、地域の方が不安に思うことや要望は事業者と相談して進めていきたい。

(委員) 危険で住めないということで芝平地区が河南に芝平団地を作り、荊口地区が三栄地区を作って集団離村した経緯もある。こういう経過のある場所での工事なので、市が監督につくとか、大規模なものは難しいのでできるだけ縮小するとか、数十年にわたるメンテナンスを必ずするよう行政指導という形で関わって行ってほしい。

(企画調整幹) 廃棄については、国の方できちんと積み立てるようにルールを定める予定で、解体費用は担保していく。国に追従して考えてきたい。廃棄・撤去は確実にを行うようお願いしていく。行政指導については関係する部署で検討していきたい。

(会長) 大まかな計画が出ているだけの段階で、個別にこの場で議論するのもどうか。細かい計画が出た段階で担当課が検討していくのでは。

(企画調整幹) 今後総合支所長とも相談して進めていく。

(委員) 業者からの計画書が30年1月に提出されている。この頃から話があったのか。

(企画調整幹) 市に計画書の提出があった段階から、事業者と協議、指導をしている。不安や地元の要望を事業者と話し合いながら進めていきたい。

(委員) 現場は冬場通行困難な道で、何かあったら事業者がどのくらい責任を取るのか、責任を取れる

のかをきちんと話をしておいてほしい。

(企画調整幹) 冬場の現場管理や20年にわたる運営の中で、どんな計画でいるのかを出してもらおうよう業者に指導していく。

(委員) 手続きの流れはどこまで進んでいる段階なのか。ガイドラインに沿わない場合、市として許可は出せないのか、許可がなくても業者が事業を進めることが可能なのか。

(企画調整幹) 現在は受理書を交付した段階。受理書を出さないから事業ができないというものではない。計画書を出してもらうときに、例えば地元の説明会ができていないことが確認できたら、ガイドラインに基づいて受理はしない。

(委員) 説明会等により住民等への理解が十分得られたことを認めてから計画書を受理するはずだが、説明を受けた覚えがないという住民がいる。少なくとも住民の意思をくんで、心配をほどこような説明をすべきだ。十数軒の地権者を回って判子をもらった、これを説明会というのか。

(企画調整幹) 一般的には説明会を行うが、地区と事業者が協議の上戸別訪問で行う場合もある。今回は地元の方がまだ不安があるということなので、事業者丁寧に丁寧な説明をするように、また、しっかりした計画を提出するよう指導する。

(委員) 今回の指導を受けて業者が対応しない場合、市には計画を止める権利はないのか。

(企画調整幹) ガイドラインであり、許可制ではない。

(委員) 無視して工事を進めることもできるのか。

(企画調整幹) 他の法令の許可を取れば可能。ただし市ではガイドラインに沿うよう指導している。

(委員) これまで判子をもらった方は説明を聞いているだろうが、それ以外の方はその必要がないという判断で計画書を受理したということか。

(企画調整幹) 事業者で戸別訪問説明をしたということで受理書を出しているが、そのあと事業計画が進む中で、不安なことがあるということなので、説明会等を開くように事業者へ指導していく。

(委員) 計画から実施までに何年以内という制限があるのか。

(企画調整幹) 固定価格買取制度の中で、認可を受けてから20年間は決めた価格で売るというルールがあるので、早く始めないと幅が狭くなっていく。

(支所長) 許認可の事業ではないので、伊那市がこれをやることに対して許可を出す仕事ではないし、いつまでにやりなさいという性質のものでもない。買い取りの期間が、認可から20年間は高く買う、というだけなので、過ぎてみくらでもできるが、買い取りの単価が安くなってしまうということ。

(議員) そもそもこの協議会で何を協議するのか。こういうことが問題だと委員から提案し、市側が持ち帰る形になるのか。

(会長) 委員から出た意見を市で持ち帰って、業者と折衝にあたってもらおう。話題になっている地元説明会に関しても、どこまでを説明の範囲とするかは市の方でも判断がつかかねるのでは。そこは地元三義地区で協議をして、区長なりが市へここまで範囲を広げてほしいという依頼をしていくのが筋で、地域協議会としてこの範囲に説明してくださいというのはできないと考える。

(支所長) ガイドラインの中で、市が強く関わり、強く指導できないかという提案があった。他の市町村ではどんなガイドラインがあって、規制をかけているところがあるのか、担当の方では掌握をしている。ガイドラインを厳しくしていくのか、条例化して規制をかけていくのがいいのか、条例化してもすべてを規制できるかは疑問であるが、この協議会ではどう扱っていくのか議論いただきたい。

(会長) ガイドラインの状況の変化に応じたルールの見直しは必要だと考える。協議会としてルールの見直しを要望していき、必要なら委員の任期が終わる年度末にルールの改定を建議として市長に提出する。こういった進め方が協議会としてベストかと考える。

(委員) 許認可権がないということも承知している。民間の事業に行政が指導することはどうかと思うが、住民は行政を頼るしかない。業者としつこく連絡をつけていただきたい。

(会長) ガイドラインも完璧ではないと思う。意見を付けて協議会として市にお願いをしていく形でよろしいか。

(議員) 住民説明会も漠然とした内容になっている。一般的には集落に集まってもらう方法だが、賛否の意見を添えて市の方へ上げてもらうようにしないと、あとあと問題が起きかねないので、話し合いがきちんとできているかを確認したほうがいい。一つ確認だが、大平は農地だと思うが、地目変更ができていないのか。

(農林建設課長) 農地である。農地転用が必要。現状まだ動きがない。

(企画調整幹) 事業者には地域の思いを伝えて、この事業についてきちんとした工事をするように指導していきたい。ご協力をお願いしたい。

(委員) 県の許可が必要な砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域の場所ではなくてもすぐ上にあたるので、県とよく話をしてほしい。

(企画調整幹) 県や事業者には話をしてある。

(2) 高遠町総合支所庁舎建設に係る小委員会の設立について

(会長) 皆さんにご苦労いただいて市長に研究報告をした。いろんな意見を網羅した中で、出た意見をすべてぶつける形で報告書を出してある。この協議会の中に小委員会を設けて、出た意見の必要な部分や残したいものの精査をしながら2つ3つくらいの案にまとめていきたい。報告書を出しただけでは前へ進むことが困難なので、地域協議会としてこういった要望がある、というのをいくつかの案に絞り込んでいく。そういう作業をする小委員会の設立についてのお願いである。委員全員で選考すれば一番いいが、なかなか大人数でというわけにいかないで、半分の10人位で構成をして、小委員会の中で検討されたことは全体の会議に逐一報告しご意見をいただく形で絞り込んでいくことを考えている。ご賛同いただきたい。

(委員) 報告書を提出してから月日が経っているが、動きが全然分からないので、ここで地域協議会としても、意見や要望をまとめていった方がいい。全員が出て話もまとまらないと思うので小委員会を設立して前に進んでいくのは結構なことだ。

(支所長) 皆さんが代表しているところの意見を持ち寄ってまとめ、それを目的とした研究委員会だったので、それを報告書とさせていただいた。中身を行政で精査していくよりも、これは必要、これは贅沢、というのを小委員会、協議会の中で精査していただく。一本化していくことはとても難しいので、精査した形で意見をもう一度出してもらうことで議論が進んでいくことに繋がるかと思う。9月議会に質問をする議員もおり、その辺も回答をもらいながら、協議会の方で意見を言っていく方がいいかと思う。折角1年間かけてやったが、任期があるので、その間にもう少しまとめていくことができるかと思う。

(委員) 出した報告書は宙ぶらりんになっているのか。受理されただけで、どうなっているのかわからないのか。だから、またもう一回検討して絞り込んでまた提出するのか。

(支所長) 報告をまとめる目的は、団体や地域がどういう意見をもっているかを吸い上げることだったので、受理されただけとか、宙ぶらりんになっているということではない。この報告書を正副会長で提出したときも、この意見は真摯に受け止め、これをベースに考えていくという回答をもらっている。考え始めてはいるが、思うように進まない、何をやっているか見えないのが現状なので、早く進めるために、もう少しまとめてみたらどうかというのが会長の考えであるし、他の皆さんから言われている部分だと思う。

(委員) 行政の方では検討委員会はないのか。

(支所長) 立ち上げるという返事はしてあるし、検討は始まっている。

(議員) 9月13日に高遠町総合支所の建替問題について一般質問をする。その中で、地域で研究した報告を2月に行ったが、その後の動きが全然分からないことをただすのと、具体的に新しく建てるとなると、スケジュールの問題だとか、市の方でどう関わっていくのか、庁内で検討すると言っているが、どう進んでいるのか。一番大きな問題は場所で、これからの東部地区、高遠の先のことを考えたときに、市としてどんな場所がいいと思っているのか、今日決まった小委員会で具体的に検討するときに少しでも参考になるような質問をしたい。市の考え方が伝わり、それをきっかけにもう少し絞り

込んだ議論をやっていかないと進まない。

(会長) 総論の話をしていても先に進まない。協議会として、2つから3つに絞り込んでいく作業をしてまとめたものを市へぶつけて協議していく形にしていかないと一歩も前に進んで行かない。10人を目途に小委員会を立ち上げるということでよいか。

～異議なしとの声あり

(会長) 委員について、地区の選出委員、PTA・保護者会から、婦人団体から、年齢層など加味しながら、という形で案を作成したが、この方たちにお問い合わせすることによろしいか。

～事務局で資料配布

(会長) 名前が挙がっている委員さん、ぜひともご協力いただくようお願いしたい。小委員会に出たことは全体会にその都度お返しして意見を聞いていくこととする。

6. 次回日程について

次回日程は小委員会を10月中に開催予定。地域協議会の全体会は11月に行いたい。委員提案提出期限は10月31日(木)。次回はふるさと創生活動支援金事業の審査を予定している。次回の地域協議会の日程は決定次第通知する。

7. その他

(議員) 9月議会の一般質問でもある議員からソーラーパネルのことについて質問が出ている。ガイドラインは罰則がないので、これを条例化しないかという提案が出ている。条例化している市町村もあるが、そこでも罰則規程はない。それだけ、ガイドラインを条例化しても事業を進めることを罰則で止めることができないのが現実。大型ソーラーパネルの企業が森を切って大々的に大型にパネルを設置し小分けに小売りをする事業の提案があるが、ガイドラインでなく罰則規程を含めたことができないかという請願陳情が出ている。今回の議会で議論をする。市長がどういう答弁をするのか、請願陳情の審査の中でどういう意見が出てくるのか、注意して聞いていただければいいかと思う。ガイドラインに沿って確認はするけれど、拘束力はないことに職員は苦慮している。

(委員) 風力発電の話があったときに署名を集めて反対した。風力発電がだめということではなく、山の上に建物を建ててはいけないという条例を作って、包括的に禁止にしていると思っているが、そうではないのか。顛末が腑に落ちない。

(議員) 風力発電を作ってくださいという請願と、作らないでくださいという請願が出てきて委員会に付託された。委員会で審査した結果、委員会に付託された、風力発電は作るべきではないという答えを出した。それが本会議で委員長報告をしたところが今度は本会議で、風力発電は作るべきだと賛成多数となり、委員会の報告を否決した。ところが当時の市長は風力発電を作らないとして決まった。

8. 閉 会 (午後7時48分)